

各位

(コード番号：6699 東証プライム市場)

問 合 せ 先 専務執行役員 CFO 徳原 英真
(TEL 06-6302-8211)

当社は、2025年11月25日開催の取締役会決議において、（１）当社が2024年6月12日に発行した第5回及び第6回新株予約権について、2025年12月12日時点で残存する第5回及び第6回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却すること、並びに（２）EVO FUND（以下「EVO FUND」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第8回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。また、本新株予約権の発行及び行使による資金調達を、以下「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）の発行及び本日付で、本新株予約権の買取契約を締結した上で、金融商品取引法による届出の効力発生後に総数引受契約（以下、割当予定先との間の買取契約及び総数引受契約を個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。

1. 取得及び消却する第5回及び第6回新株予約権の概要

(1)	新株予約権の名称	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社第5回新株予約権
(2)	割当日	2024年6月12日
(3)	発行した新株予約権数	10,000個
(4)	新株予約権の払込金額	1,130,000円（第5回新株予約権1個当たり113円）
(5)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,000,000株 （第5回新株予約権1個につき普通株式100株）
(6)	行使価額	1個当たり704円
(7)	行使済みの新株予約権の数	340個（2025年11月21日現在）
(8)	新株予約権の残存数	9,660個（2025年11月21日現在）
(9)	取得及び消却する新株予約権の数	9,660個（予定）
(10)	新株予約権の取得金額	総額1,091,580円（予定。第5回新株予約権1個当たり113円）
(11)	新株予約権の取得日及び消却日	2025年12月12日（予定）
(12)	消却後に残存する新株予約権の数	0個

<第6回新株予約権>

(1) 新株予約権の名称	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社第6回新株予約権
(2) 割 当 日	2024年6月12日
(3) 発 行 し た 新 株 予 約 権 数	10,000 個
(4) 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	990,000 円 (第6回新株予約権 1 個当たり 99 円)
(5) 新 株 予 約 権 の 目的である株式の 種 類 及 び 数	普通株式 1,000,000 株 (第6回新株予約権 1 個当たり 99 円)
(6) 行 使 価 額	1 個当たり 1,000 円
(7) 行 使 済 み の 新 株 予 約 権 の 数	0 個 (2025 年 11 月 21 日現在)
(8) 新株予約権の残存数	10,000 個 (2025 年 11 月 21 日現在)
(9) 取得及び消却する 新 株 予 約 権 の 数	10,000 個 (予定)
(10) 新 株 予 約 権 の 取 得 金 額	総額 990,000 円 (予定。第6回新株予約権 1 個当たり 99 円)
(11) 新株予約権の取得日及 び 消 却 日	2025 年 12 月 12 日 (予定)
(12) 消却後に残存する 新 株 予 約 権 の 数	0 個

(注) 第5回新株予約権及び第6回新株予約権が 2025 年 12 月 12 日までに行使がなされた場合、取得及び消却する第5回新株予約権及び第6回新株予約権の数は減少いたしますが、消却後に残存する各新株予約権の数は 0 個になります。

2. 第5回及び第6回新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、2024 年 5 月 27 日付「第5回及び第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、2024 年 6 月 12 日に EVO FUND を割当先とする第三者割当により第5回及び第6回新株予約権を発行いたしました。

しかしながら、2025 年 4 月 1 日以降の当社株価が当該新株予約権の下限行使価額を下回っていることもあり、第5回新株予約権については、2025 年 11 月 21 日時点で発行総数 10,000 個に対して 340 個が行使されており、また、第6回新株予約権については、発行総数 10,000 個が全て未行使となっております。これにより発行価額と行使価額による調達金額の合計は 23,896,000 円（発行価額による調達 2,120,000 円、権利行使による調達 21,776,000 円）となっております。当初計画していた調達予定額は 1,705 百万円であり、設計開発費の一部として、住宅向け次世代パワーコンディショナ及び蓄電システム（注1）に 725 百万円、産業用三相パワーコンディショナ及び蓄電システム（注2）に 253 百万円、各種 V2H(Vehicle to Home)システム（注3）に 727 百万円を充当予定でしたが、調達予定額の未達となったことから、不足分につき主に借入金を本開発予算に割り当てることで、各設計開発を継続して進めているところです。

上記調達金額の現時点における充当状況は、各種 V2H(Vehicle to Home)システムに 23 百万円となっております。

各設計開発の進捗状況については、以下のとおりです。

①住宅向け次世代パワーコンディショナ及び蓄電システム

次世代住宅向けパワーコンディショナ及び蓄電システムの更なる開発を進めており、下記のスケジュールで上市見込みです。

- ・上市時期:2026 年 2 月 (予定)

②産業用パワーコンディショナ及び蓄電システム

蓄電システムについては市場状況を見ながら投入時期を見極めており、2028 年度上市に向け開発を進めております。

現在の市場に合わせた蓄電池が接続しない製品を、下記のスケジュールで上市しました。

- ・上市時期: 2025 年 11 月 (上市済)

③V2H(Vehicle to Home) システム

発売の遅延がありましたが、下記のスケジュールで上市しました。

- ・上市時期：2025 年 8 月（上市済）

第 5 回及び第 6 回新株予約権の行使状況を踏まえ、既存の新株予約権を取得・消却する方針を決定し、割当先である EVO FUND の合意も得られたため、残存する第 5 回及び第 6 回新株予約権の全てを取得する旨の譲渡契約を EVO FUND と締結し、2025 年 12 月 12 日時点で未行使である第 5 回及び第 6 回新株予約権を同日付で全て取得し、取得後直ちに消却することを決定いたしました。なお、かかる取得及び消却は本新株予約権が発行されることを条件としています。

また、第 5 回及び第 6 回新株予約権の取得及び消却が当期の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

（注 1）住宅向け次世代パワーコンディショナ及び蓄電システム：太陽光パネルで発電した電力を家庭で使える電力に変換する機器です。太陽光に加えて蓄電池の電力を利活用する機能を備えたものをハイブリッド型と呼びます。

（注 2）産業用三相パワーコンディショナ及び蓄電システム：一般家庭用向け（単相）に比べて多くの電力を送ることができる三相と呼ばれる電気に対応し、産業用途などの利活用シーンに適したパワーコンディショナ機器です。

（注 3）各種 V2H（Vehicle-to-Home）システム：電気自動車（EV、PHV）への充電機能に加えて、自動車側に蓄えられた電力を家庭で使える電力に変換する機能を備えています。自動車の持つ大容量の蓄電池を活用し、各利用シーンに合わせた最適な電力の利活用を可能とするシステムです。

II. 第三者割当による本新株予約権の発行

1. 募集の概要

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2025 年 12 月 12 日
(2) 新株予約権の総数	85,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 1,530,000 円（新株予約権 1 個当たり 18 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	8,500,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 316 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 8,500,000 株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額	5,360,030,000 円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額は、631 円 (1) 本新株予約権の行使価額は、割当日の 1 取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後に初回の修正がされ、割当日の 2 取引日後に 2 回目の修正がされ、以後 3 取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025 年 11 月 25 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額に修正されます。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ 3 連続取引日（以下、2025 年 11 月 25 日と個別に又は総称して「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額としま

	す。なお、当該価格算定期間のいずれの取引日においても終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項（以下「本発行要項」といいます。）第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3 取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を割当予定先に割り当てます。
(8) 権利行使期間	2025 年 12 月 15 日から 2028 年 7 月 18 日まで
(9) その他	(1) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要します。 (2) 当社は、EVO FUND との間で、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要 ①本新株予約権における行使コミット条項」に記載する行使コミット条項を規定する本買取契約を締結します。また、当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、EVO FUND との間で、総数引受契約を締結する予定です。 (3) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の 11 取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へに通知することにより（但し、通知が当該日の 16 時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へに到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (4) 上記「(8) 権利行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。

す。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

※本新株予約権の特徴

<コミット・イシュー>

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（8,500,000株）をあらかじめ定め、割当予定先は、原則として、本新株予約権について設定された全部コミット期間（以下に定義します。）中に、当該本新株予約権の全てを行使する設計です（以下「全部コミット」といいます。）。また、それに加えて、部分コミット期間（以下に定義します。）内に当社普通株式1,200,000株相当分以上の本新株予約権を行使することとされております（以下「部分コミット」といいます。）。

「全部コミット期間」とは、原則として、2025年12月15日から2028年6月14日(当日を含みます。)までの期間をいいます。但し、後述のコミット期間延長事由が生じた場合には、当該事由が1回発生する毎に全部コミット期間は1取引日ずつ延長され、コミット期間延長事由が全部コミット期間に20回を超えて発生した場合、コミット期間延長事由が20回発生した日に全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。また、本発行要項14項第(1)号に従って本新株予約権の一部を取得する旨を当社取締役会が決議した場合には、かかる取得をEVOLUTION JAPAN証券株式会社（以下「EJS」といいます。）に通知した日（但し、通知が当該日の16時までにEJSに到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。以下同じです。）の翌取引日に全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、全部コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

「部分コミット期間」とは、原則として、2025年12月15日から2026年3月31日までの期間をいいます。但し、後述のコミット期間延長事由が生じた場合には、当該事由が1回発生する毎に部分コミット期間は1取引日ずつ延長され、コミット期間延長事由が部分コミット期間に10回を超えて発生した場合、コミット期間延長事由が10回発生した日に部分コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。また、本発行要項14項第(1)号に従って本新株予約権の一部を取得する旨を当社取締役会が決議した場合には、EJSに通知した日の翌取引日に部分コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、部分コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

これらの「全部コミット」と「部分コミット」の組み合わせが本新株予約権の特徴であり、その概要は下記のとおりとなります。

	第8回新株予約権
発行数	85,000 個
発行価額の総額	1,530,000 円
行使価額の総額	5,363,500,000 円 (注)
行使価額	初回の修正においては2025年11月25日の終値の100%、2回目以降の修正においては行使の直前の修正日に先立つ3取引日の終値の単純平均値の100%
全部コミット	原則として発行日の翌取引日以降、2028年6月14日までにおける第8回新株予約権85,000個全ての行使をコミット
部分コミット	原則として発行日の翌取引日以降、2026年3月31日までにおける第8回新株予約権12,000個の行使をコミット
下限行使価額	316 円 (発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額)

(注) 上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、持株会社体制の下、自動車機器事業、エネルギーソリューション事業、電子機器事業、「その他（金型成型事業）」の各セグメントにおいて事業会社（ダイヤゼブラ電機株式会社、ダイヤモンド電子株式会社、米国ダイヤモンド電機株式会社）を置き、各事業会社は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、当社、連結子会社21社（国内5社、海外16社）、持分法適用会社3社（関連会社3社）及び持分法非適用会社5社（非連結子会社4社、関連会社1社）により構成（2025年3月31日現在）され、自動車用点火コイル・電装品、太陽光発電用パワーコンディショナ・蓄電ハイブリッドシステム等のエネルギーソリューション機器、家庭向け冷暖房・給湯用着火装置等の電子制御機器の製造・販売を主な事業内容とし、さらにそれらに関連する研究・開発及びサービス等を主たる業務としております。

セグメントごとの主要な事業内容は、次のとおりであります。

- ①「自動車機器事業」は、自動車用点火コイル及び電装品の開発、製造、販売及び保守サービス
- ②「エネルギーソリューション事業」は、太陽光発電用パワーコンディショナ及び蓄電ハイブリッドシステムなどの開発、製造、販売及び保守サービス
- ③「電子機器事業」は、家庭向け冷暖房用及び給湯用着火装置、トランス・リアクター等の電子デバイス及び電子制御機器等の開発、製造、販売及び保守サービス
- ④「その他（金型成型事業）」は、金型設計・製造、プラスチック成型部品試作品製造

直近の2025年3月期における売上高は、91,724百万円(前期比1.7%年減)とほぼ横ばいとなりました。一方で、原材料高騰影響の価格転嫁が進むと共に、全社的な生産性の改善が進んだことなどの結果、営業利益は、2,270百万円(前期比883.5%年増)、経常利益は、1,467百万円(前期比11.7%年増)及び親会社に帰属する当期純利益は、411百万円(前年同期△1,897百万円)となりました。

また、2025年3月末時点において当社の流通株式時価総額（40.5億円）が、東京証券取引所プライム市場の上場維持基準である100億円を満たしていないことから、2025年6月30日付で「上場維持基準への適合に向けた計画（改善期間入り）（プライム市場）」にて開示しましたとおり、2026年3月末日までの改善期間内に流通株式時価総額が未達となれば、2026年10月1日付で上場廃止となる可能性があることから、東京証券取引所スタンダード市場への変更区分の申請を2025年9月末日に行っておりますが、

今後も2023年10月4日付でリリースした中長期経営計画「炎のスクラム」の中で掲げているセグメント別目標の達成に向けて、環境貢献の高い製品開発や事業戦略などを追及して企業価値の向上に努めてまいります。

このような経営環境の中で、事業規模の効率的な拡大を図ることでより安定した成長を実現することを目指して、M&A及び資本業務提携の推進も行っているところであります。現時点では、既存事業の強化を目的としたM&A及び資本業務提携に関して当社がターゲットとする企業について社内で調査、検討などを行っている段階であることから、具体的に対象企業に対する提案時期などは確定しておりません。しかし、実際に交渉が開始されてから資金調達を検討した場合、その機会を逸失する可能性があることから、これを逸しないためにも、予め想定される資金を確保する必要があると考えております。本新株予約権による資金調達により、既存株主の皆さまには株式の希薄化による既存株主持分割合への影響を招くこととなりますが、M&A、あるいは資本業務提携によって、今後の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、既存株主の皆さまのメリットがデメリットを上回り、当社としては、中長期的には当社グループの企業価値の向上へとつながり、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。今後、具体的に展開した場合には、遅滞なく適時開示を行ってまいります。

本新株予約権の具体的な資金使途及び支出予定時期については、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

（1） 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先との間で、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 本新株予約権における行使コミット条項

<全部コミット条項>

割当予定先は、本買取契約において、原則として全部コミット期間中に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

また、本新株予約権に係る全部コミット期間中のいずれかの取引日において、①取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある本新株予約権の下限行使価額の100%以下となった場合、②当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、③取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）、④当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずのものとし、す。）、又は⑤①から④の他、割当予定先の事情に起因する場合を除き、何らかの理由で本新株予約権の行使ができない場合（以下、上記①から⑤の事象を総称して、「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、当該回号の新株予約権に係る全部コミット期間は1取引日ずつ延長されます（但し、かかる延長は、合計20回（20取引日）を上限とします。）。なお、上記の延長は、各取引日において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<全部コミット条項の消滅>

本新株予約権に係る全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が、20回を超えて発生した場合、本新株予約権に係る全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。また、本発行要項14項第(1)号に従って本新株予約権の一部を取得する旨を当社取締役会が決議した場合には、EJSに通知した日の翌取引日に全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、全部コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

<部分コミット条項>

割当予定先は、本買取契約において、原則として部分コミット期間中に、割当予定先が保有する当社普通株式1,200,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約します。なお、部分コミット条項におけるコミット期間延長事由及び各取引日において複数のコミット期間延長事由が発生した場合の処理に関する事項は、全部コミット条項の場合と同様とします。但し、部分コミット条項における部分コミット期間の延長回数は、10回（10取引日）を上限とします。

<部分コミット条項の消滅>

本新株予約権に係る部分コミット期間中において、コミット期間延長事由が、10回を超えて発生した場合、本新株予約権に係る部分コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。また、本発行要項14項第(1)号に従って本新株予約権の一部を取得する旨を当社取締役会が決議した場合には、EJSに通知した日の翌取引日に部分コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、部分コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

割当日の1取引日後に初回の修正がされ、割当日の2取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年11月25日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定期間内において本発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。また、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、上記に準じて行使価額は修正されます。行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、本新株予約権においては、ディスカウントが行われない設計となっております。ディスカウントがなされない設計により、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、本新株予約権は、既存株主の皆様への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にもできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、その行使により調達できる額がより大きくなることが期待されます。なお、当社の資金調達目的達成の観点から当社と割当予定先との間で協議を行い、行使の蓋然性を高める観点より、初回及び2回目以降の2段階の修正スキームを採用しております。

下限行使価額は当初316円としますが、本発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、同種の資金調達案件との比較検討に加え、資金調達の蓋然性を高めるために、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

③ 制限超過行使条項

本買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等（取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に定義されます。）の転換等により交付される株式数とあわせて、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の

10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。なお、取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は、制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができることになっており、本買取契約においてもその旨定めております。

- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

④ 当社による本新株予約権の任意取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、取得日の11取引日以上前にEJSに通知することによって、当該取得日に残存する本新株予約権の一部又は全部を各本新株予約権の発行価額で取得することができます。

⑤ 当社による本新株予約権の買取義務

当社は、割当予定先が2028年7月18日時点で保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。

⑥ 本新株予約権の特徴

本新株予約権のような行使価額修正条項の付された新株予約権は、その修正がなされる際は、当該時点の株価を基準として、そこから一定のディスカウントがなされることが一般的ですが、本新株予約権の行使価額は、初回の修正においては2025年11月25日の終値の100%、2回目以降の修正においては行使の直前の修正日に先立つ3取引日の終値の単純平均値の100%と設定されているため、株価上昇時には当該行使価額が修正日前日終値の株価の90%を下回る可能性はありますが、あらかじめ行使価額を決定する際に参照する株価（以下「参照株価」といいます。）からディスカウントを設ける場合と比較してディスカウントは少なく、さらに、株価下降時にはディスカウントが発生する可能性はより限定的となる設計となっております。したがって、参照株価からディスカウントがなされない本新株予約権においては、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、行使時点の市場株価をより適切に反映した形での行使が可能となるものと考えており、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっております。

（２） 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「２．募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討するため、過去に新株予約権を発行した際に相談をしたEJSに2025年8月より改めて相談をしたところ、EJSから本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を2025年9月に受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができると考えております。本スキームの手法及びその条件は、本スキームの目的及び中期的な経営目標の達成に向けて、財務の柔軟性を確保しながら安定的かつ強固な経営基盤を確立することに重点を置いている当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「（３）本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「（４）他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、他の資金調達方法とも比較検討し、本スキームのメリットを総合的に考慮すると、下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において調達できる設計となっていると判断したことから、本スキームを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① ディスカウントなしでの株式発行

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、本新株予約権の行使価額は、初回の修正においては2025年11月25日の終値の100%、2回目以降の修正においては行使の直前の修正日に先立つ3取引日の終値の単純平均値の100%と設定されているため、株価上昇時には当該行使価額が修正日前日終値の株価の90%を下回る可能性はありますが、あらかじめ参照株価からディスカウントを設ける場合と比較してディスカウントは少なく、さらに、株価下降時にはディスカウントが発生する可能性はより限定的となる設計となっております。したがって、参照株価からディスカウントがなされない本新株予約権においては、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、行使時点の市場株価をより適切に反映した形での行使が可能となるものと考えており、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、ディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待されます。

② 株価への影響の軽減

本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

③ 今後の資金調達プランの見通し

通常、新株予約権は近い将来に必要となる資金調達のみを実施しますが、本スキームにおいては、今後約31か月間に渡る資金調達プランが定められており、当社及び投資家にとって将来の資金調達見通しが立てやすくなります。

④ 資本政策の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の裁量により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、各新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能です。

⑤ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計8,500,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

⑥ 株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑦ 株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している8,500,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑧ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に際し、当社取締役会の決議による当社の事前の書面による承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前の書面による承認がない限り、割当予定先から第三者へ本新株予約権が譲渡されることはありません。

⑨ 時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 ①本

新株予約権における行使コミット条項＜部分コミット条項＞」に記載の部分コミットもなされており、全部コミットによるまとまった資金調達と、部分コミットによる早期の段階におけるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することができます。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達はできないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権は、下限行使価額が設定されており、また、行使の確約条項が付されていないため、当社の株価推移によっては、本新株予約権の行使がなされない、又は行使が進まなくなる可能性があります。本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。そのため、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤ 希薄化の発生

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計8,500,000株（議決権数85,000個）であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数9,252,901株及び議決権数91,484個を分母とする希薄化率は91.86%（議決権ベースの希薄化率は92.91%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、本新株予約権は原則として約31か月間にわたって段階的に行使される予定であり、かかる希薄化が一度に生じるものではありません。したがって、株価等の当社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であると判断しております。

（４）他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

（a）公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかはその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けておりません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

（b）株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、割当予定先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価

に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。そのため、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 行使価額が固定された転換社債（CB）

CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼす可能性があります。また、通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明であり、また当社は希薄化の時期・程度をコントロールできません。一方、本スキームでは、当社と割当予定先との間で締結予定の本買取契約において、原則として、一定期間毎に本新株予約権の行使を行うことが割当予定先に義務付けられているため、今回の資金調達方法として本スキームと比較した場合に、CBよりも本スキームが適当であると判断いたしました。

③ 新株予約権付社債（MSCB含む。）

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が希薄化による株主への影響が少ないと考えております。

④ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価額を設定することは難しいと考えております。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑥ 借入・社債による資金調達

金融機関からの借入・社債による資金調達については、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性が低下するため、適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	5,365,030,000円
本新株予約権の払込金額の総額	1,530,000円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額	5,363,500,000円
発行諸費用の概算額	5,000,000円

差引手取概算額	5,360,030,000円
---------	----------------

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（1,530,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額（5,363,500,000円）を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した金額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する第三者委員会委託費用、評価算定費用、信用調査の外部委託費用、登記費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計5,360,030,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
① M&A 及び資本業務提携	5,360	2026年3月～2028年7月
合 計	5,360	

- (注) 1. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を下記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて通常の運転資金とは区分して、安定的な資金管理を図る予定であります。
2. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として 30 か月以内に全ての本新株予約権を、そのうち 2026 年 3 月 31 日までに 12,000 個以上を行使することをコミットしております。かかるコミットのうち、全部コミットは本新株予約権の発行日の翌取引日以降にコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が、20 回を超えて発生した場合に消滅し、部分コミットは当該事由に伴う部分コミット期間の延長が、10 回を超えて発生した場合に、消滅するものとされております。かかる点と、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。
3. 支出予定時期は 2026 年 3 月からですが、早ければ、2026 年 1 月頃から対象企業との交渉を開始する可能性があることから、2025 年 12 月 12 日に本新株予約権の発行を行うものです。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

当社は、事業規模の効率的な拡大を図ることにより安定した成長を実現することを目指して、M&A及び資本業務提携の推進も行っているところであります。現時点では、既存事業の強化を目的としたM&A及び資本業務提携に関して当社がターゲットとする企業について社内で調査、検討などを行っている段階であることから、具体的に対象企業に対する提案時期などは確定しておりません。しかし、実際に交渉が開始されてから資金調達を検討した場合、その機会を逸失する可能性があることから、これを逸しないためにも、予め想定される資金を確保する必要があると考えております。

そのため、今後約3年弱程度の期間で、既存事業の強化を目的としたM&A及び資本業務提携のために今回の調達資金5,360百万円を確保し、2028年7月までに充当する計画です。

なお、現在ターゲットとして調査、検討などを行っている企業との具体的な案件が成立しなかった場合においては、その時点における資金の調達状況にもよりますが、他のM&A及び資本業務提携費用への転用や第8回新株予約権を取得することによる本資金調達の中断も検討いたします。

今後の既存事業の強化を目的としたM&A及び資本業務提携については、これらの計画が決定された場合等、進捗に伴い遅滞なく適時開示を行ってまいります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、当社の企業価値の向上を実現いたします。当該資金使途は、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本 顕三、住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該算定機関は、当社の株価（631 円）、ボラティリティ（41.8%）、予定配当額（25 円/株）、無リスク利率（1.0%）、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、発行決議日時点における本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の18 円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、2025 年11 月21 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額である631 円としました。

また、本新株予約権のその後の行使価額は、修正日に、初回の修正においては、2025 年11 月25 日における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正され、2回目以降の修正では、価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはありません。株価上昇時には当該単純平均値の100%に相当する金額が修正日の直前取引日の終値の90%を下回る可能性はあるものの、参照株価からディスカウントを設ける場合と比較してディスカウントは少なく、さらに、株価下降時にはディスカウントが発生する可能性はより限定的となる設計となっております。したがって、参照株価からディスカウントがなされない本新株予約権においては、参照価格からディスカウントがある場合と比較して市場株価からの乖離が少ない価額での行使が期待されるため、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっており、当社は本新株予約権の修正後の行使価額についても合理的であると判断いたしました。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額（1 円未満切り上げ）としており、類似の新株予約権の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株

予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見表明を受けております。

- ・ 株式会社赤坂国際会計は新株予約権評価に関する知識・経験を有し当社経営陣及び割当予定先から独立していると考えられること
- ・ 本新株予約権の払込金額の算定に当たり、株式会社赤坂国際会計は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、本新株予約権の評価額は適正かつ妥当な価額と考えられること
- ・ 独立した第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていること
- ・ 払込金額が当該評価額と同等であること
- ・ 第三者委員会より、本新株予約権の第三者割当について、必要性及び相当性がそれぞれ認められる旨の意見を得ていること

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 8,500,000 株（議決権数 85,000 個）は、2025 年 9 月 30 日現在の当社発行済株式総数 9,252,901 株及び議決権数 91,484 個を分母とする希薄化率は 91.86%（議決権ベースの希薄化率は 92.91%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権は原則として約 31 か月にわたって段階的に行使されることから、行使による新株の発行も段階的に行われる予定であり、よって、新株発行による希薄化も同様に段階的に生じることとなります。すなわち、本新株予約権の発行時に合計 85,000 個の新株予約権が行使され、同時に 8,500,000 株の新株が一度に発行されるものではないため、大規模な希薄化及びその影響が一度に生じるものではありません。また、本資金調達により今後約 31 か月間の資金調達を確立し、その資金を一定額の運転資金等に充当することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。加えて、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を随時市場で売却することを予定しておりますので、当該売却により新株が市場へ流入することも想定されるため、市場参加者による当社株式の取引機会の増加が期待されます。また、当社普通株式の過去 6 か月における 1 日当たり平均出来高は 20,945 株であり、各本新株予約権を行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。加えて、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の裁量により、本新株予約権の取得・消却が可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることも可能です。さらに、本新株予約権の第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、「10. 企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
② 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組 成 目 的	投資目的	
⑤ 組 成 日	2006 年 12 月	
⑥ 出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：(2025 年 8 月 31 日現在)：約 232.7 百万米ドル	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有)	
⑧ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国 内 代 理 人 の 概 要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融投資業
	資本金	9 億 9,405 万 8,875 円
⑩ 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの 間 の 関 係	2025 年 11 月 21 日現在、当社普通株式 178,000 株、第 5 回及び第 6 回新株予約権合 計 19,660 個を保有しております。なお、 「I. 第 5 回及び第 6 回新株予約権の取得 及び消却」に記載のとおり、当社は 2025 年 12 月 12 日時点で残存する全ての第 5 回及び 第 6 回新株予約権を取得及び消却する予定 です。また、当社は当該ファンドに出資し ておりません。
	当社と当該ファンド代表 者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間 の 関 係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025 年 11 月 21 日現在におけるものです。

※当社は、EJS により紹介された割当予定先並びに間接にその議決権の 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表取締役：小坂橋 仁、本店所在地：東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号靖国九段南ビル 2 階）に割当予定先並びに間接にその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025 年 10 月 13 日時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関

係がないものと判断し、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は、上記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ蓋然性の高い資金調達手法について、検討してまいりました。そのような状況の中、過去に EVO FUND を割当先とする 2024 年 6 月 12 日発行の第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権を発行しており、2025 年 8 月より、EJS を含む複数の割当先候補に資金調達に関して相談し、また、上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由（４）他の資金調達方法」で記載の通り、他の複数のスキームも検討した結果、本資金調達に関する提案を同年 9 月に受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、行使価額が適時に修正される仕組みになっていることから本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されるとともに、当社の今後数年間の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達することが可能となる点において、当社のファイナンスニーズに合致していると判断しました。また、割当予定先である EVO FUND についても当社内にて協議・検討しましたが、過去に新株予約権の割当先となった実績を多数有すること、過去の当社との取引を通じて当社との信頼関係が構築されていること等から、割当予定先として適当であると判断しました。本スキーム及び割当予定先の選定に当たっては、当社取締役会の全会一致をもって決議しております。その結果、本スキームの採用及び EVO FUND を割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を主たる目的として 2006 年 12 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権を行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。

割当予定先の関連会社である EJS が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の 100% 子会社であります。

（注） 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EJS の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

- （ア） 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこと。
- （イ） 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- （ウ） 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われ

た場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及びその他金融機関の2025年9月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書等を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使に当たっても十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、必要金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

8. 大株主及び持株比率

株主名	持株比率 (%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.94
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	7.19
All Diamond Shareholders	5.20
池永 辰朗	2.30
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.73
豊栄産業株式会社	1.53
ダイヤモンドエレクトリックHD傍楽仲間達持株会	1.20
小野 有理	0.92
株式会社りそな銀行	0.87

- (注) 1. 割当前の「持株比率」は、2025年9月30日時点の株主名簿に基づき記載しております
2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておきませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当により増加する議決権の数は85,000個であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数9,252,901株の議決権の数である91,484個の92.91%となり、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれが必要となります。

そこで、当社は、本第三者割当による資金調達について、最大発行株式数が固定されており、迅速に純資産を充実させ安定した財務基盤を確保しつつ、今後の事業成長のために必要な投資機会に対応できる機動的な本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者であり、本第三者割当と同種の資金調達に係る第三者委員会の委員を務めた経験のある人物に依頼するのが当社にとって望ましいと考え、エクイティファイナンス案件の経験を有する小林信介（弁護士、金川国際法律事務所）及び株価算定の経験を有する深井大督（公認会計士、深井公認会計士事務所）並びに当社社外取締役（監査等委員）である笠間士郎の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2025年11月21日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

1 結論

第三者委員会は、本資金調達について、必要性及び相当性のそれぞれの観点から問題がないと考える。

2 理由

（1）必要性

本資金調達により調達を予定する資金は、約5,360百万円であり、貴社は、その全てをM&A及び資本業務提携に充当する予定である。

貴社は、中長期経営計画「炎のスクラム」に掲げた目標の達成にコミットしているが、当該目標達成を貴社単体での事業規模拡大及び投資効率改善のみで図ろうとすると時間がかかるうえ達成できない可能性があることから、M&Aや資本業務提携により貴社とのシナジーが見込める会社と一緒にすることによりスピード感をもって全体としての事業効率を上げようと考えたとのことである。

貴社は、技術的親和性や事業構成などから貴社との統合によりシナジーが見込める対象候補として選定し、検討を進める複数企業のうち特に大きなシナジーが期待できる対象企業（以下「候補企業」という。）1社を絞り込んでいるが、候補企業との接触を開始していないことから、現時点では候補企業の名称を開示することができないとのことである。当委員会は、貴社から候補企業の名称の開示を受け、どのようにしてシナジーが達成できるのかについて詳細な説明を受けたが、候補企業の買収を実行することにより、候補企業とあわせて考えた事業構成の多角化、収益力の向上及びコスト削減といったシナジーが期待できるとの貴社の説明は具体的かつ説得力のあるものであった。そして、貴社は想定される買収金額に基づいて本調達資金の額を決定しており、買収金額が想定を下回った場合、及びそもそも候補企業の買収を実行しない場合には、取得条項を活用し本資金調達の一部又は全部を中止することも想定しているとのことである。

候補企業の買収を実行することが確定していない現時点において資金調達を行う点については、貴社は候補企業の賛同のもと友好的な買収を目指しているが、候補企業に買収を提案するにあたっては買収資金を確保していないと真剣な提案ではないと受け止められ買収機会を逸する可能性があるところ、貴社の財務状況に鑑みれば外部資金を調達する必要がある、また株価への影響を抑えつつ将来的に資金調達をキャンセルすることのできる資金調達手段としては新株予約権による調達しか考えられないところ、行使によって初めて資金調達ができるという性質により貴社の必要とする額の資金を調達するまでに時間がかかることから現時点での資金調達実行を決断したとのことであり、かかる説明は説得的である。

本資金調達により候補企業の買収を実行することにより、候補企業とのシナジーによる貴社の企業価値の向上が期待できることから、当委員会としては、本資金調達の必要性は認められると考える。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

貴社の説明によれば、他の資金調達手段のうち借入・社債による資金調達については、利払い負担や返済負担が生じるとともに財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断したとのことである。このためエクイティによる調達を検討したが、このうち、①公募増資については、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため株価に対する直接的な影響が大きいという、資金調達の機動性という観点から貴社のニーズに合致しておらず、また現時点での貴社の業績動向や財務状況等に照らした場合には貴社の普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられることから、②株主割当増資については、近年において実施された事例が乏しく、割当先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから必要資金を調達できない可能性が高く、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、③第三者割当増資については、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるうえ、現時点では適当な割当先が存在しないことから、④CBについては、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがあるものの、発行後に転換が進まない場合には、貴社の負債額を全体として増加させることとなり貴社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため資本増強の蓋然性・タイミングが不透明であることから、⑤MSCBについては、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、⑥行使価額が固定された新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを貴社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるうえ、貴社の株価のボラティリティを考えると現時点において適切な行使価額を設定することは難しいことから、⑦新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）については、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、現時点では実施の目処が立っていないことから、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、貴社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であることから、それぞれ今回の資金調達方法として適当でないと判断したとのことである。

そのうえで貴社は、行使価額修正条項付の新株予約権でありながら行使価額の修正にあたり直近の株価からのディスカウントがなされない本新株行使権により段階的に資金調達を行うことにより

株価に対する過度の影響を避けることができるうえ、コミットメント条項により原則として割当予定先が全ての本新株予約権を行使するため資金調達の確実性の高い本資金調達を選択したとのことであった。

当委員会は、そのような検討過程について合理性を見出しており、相当性が認められると考える。

(イ) 割当先について

貴社の説明によれば、候補企業の買収資金を調達するための機動的かつ蓋然性の高い資金調達方法について検討していた中で 2025 年 8 月に割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社に資金調達の相談をしたところ、2025 年 9 月に本資金調達に関する提案を受けたとのことである。そして、社内において協議・比較検討した結果、本資金調達が、原則として約 31 か月にわたり段階的に行使される本新株予約権により株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができるうえ、資金調達の必要がなくなった場合には取得条項を活用することにより資金調達をキャンセルし希薄化を抑えることができる点において、貴社のニーズにふさわしい資金調達手段であると判断し採用することとしたとのことである。なお、割当予定先である EVO は 2024 年 6 月発行の第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権の割当先でもあり、当該貴社での実績も考慮したとのことである。

当委員会は、割当予定先に関して、リスクプロ株式会社が作成した 2025 年 10 月 13 日付調査報告書を検討したが、当該報告書に記載された調査結果は、割当予定先、関係会社、それらの役員について特に問題を見出していないというものであった。さらに割当予定先の資金の十分性を確認すべく、割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2025 年 9 月 30 日現在における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認し、本資金調達に係る払込に要する資金を十分に確保しているものと判断した。

(ウ) 発行条件について

本新株予約権の発行価額の相当性に関して、当委員会は、株式会社赤坂国際会計が作成した評価報告書を検討した。当委員会としては、評価のプロセスについて実務的に極めて一般的な手法で進められ、特殊事情を反映したものではないことから、不合理な点を認めなかった。そして貴社は、割当予定先と協議の上、本新株予約権の発行価額を株式会社赤坂国際会計が算定した評価額の同額に決定しており、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。その他の発行条件についても、外部の法律事務所が貴社の代理人として関与し割当予定先との協議の上で決定されており、本新株予約権の発行決議日の直前取引日における貴社普通株式の普通取引の終値の 50%という下限行使価額についても、本資金調達と同種の新株予約権の第三者割当案件における下限行使価額と比較して妥当な水準と考えられる。さらに、行使価額が株価に連動して修正されていく行使価額修正条項付の新株予約権においては修正時に行使価額が直前株価から一定のディスカウントがなされた価額に修正されるのが一般的であるところ、本新株予約権においては行使価額の修正時にディスカウントがなされない。かかる本新株予約権の特徴は、割当予定先による本新株予約権の速やかな行使という点からは不利に作用しうるものの、割当予定先は本新株予約権を原則として全部行使することをコミットしており、貴社株価への影響を抑え行使時の調達額を増加させるという点においては貴社にとって好ましいと言える。

なお、貴社は行使期間終了日に未行使の本新株予約権を買取る義務を負っているが、割当予定先は原則として本新株予約権を全部行使することをコミットしているため貴社が本新株予約権の買取りを求められることは想定されていないうえ、買取価額は発行価額と同額であり買取りにかかるコストは大きくないと考えているとのことである。

以上を総合的に検討のうえ、当委員会としては発行条件の相当性は認められると考える。

(エ) 希薄化について

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の2025年9月30日時点の貴社発行済株式総数に対する希薄化率は91.86%（議決権ベースでは92.91%）という相当大規模なものである。しかしながら貴社によれば、本資金調達により貴社の株主は希薄化という不利益を被るものの、本新株予約権は原則として約31か月にわたって段階的に行使されることから行使による新株発行に伴う希薄化も段階的に生じることになり、また本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数8,500,000株に対し、東京証券取引所における貴社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は20,945株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとのことである。さらに、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合には、取得条項を活用して希薄化の影響を抑えるとのことである。そのうえで貴社は、本資金調達による希薄化の規模が相当大規模であることを認識しつつ、本調達資金により調達した資金により候補企業を買収することにより貴社の中長期経営計画「炎のスクラム」に掲げた目標の達成に近づくため企業価値が向上し、既存株主に希薄化を上回るメリットをもたらすことができると考えているとのことである。上記の説明について特に不合理な点は見いだせず、当委員会としては、本資金調達は、既存株主にとって希薄化という不利益を超えるメリットがあると思料する。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日付の取締役会決議において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高（千円）	91,106	93,334	91,724
営業利益又は営業損失（△）（千円）	△1,187	230	2,270
経常利益又は経常損失（△）（千円）（千円）	△817	1,313	1,467
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△1,075	△1,897	411
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	△139.52	△226.59	49.14
1株当たり配当金（円）	25.0	12.5	25.0
1株当たり純資産額（円）	1,287.38	1211.21	1354.74

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025 年 9 月 30 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9, 252, 901 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	2, 092, 200 株	22. 61%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は第三者割当て発行した新株予約権及び当社役員向けのストックオプションの数値です。なお、2025 年 12 月 12 日において、同日時点で残存する第 5 回及び第 6 回新株予約権 (2025 年 11 月 21 日時点の残存数：19, 660 個 (潜在株式数：1, 966, 000 株)) を全て取得及び消却する予定です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
始 値	1, 041 円	860 円	725 円
高 値	1, 982 円	976 円	850 円
安 値	786 円	612 円	477 円
終 値	858 円	729 円	600 円

(注) 各株価は、東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

② 最近 6 か月間の状況

	2025 年 6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
始 値	571 円	575 円	610 円	582 円	583 円	561 円
高 値	589 円	618 円	626 円	601 円	593 円	669 円
安 値	567 円	560 円	578 円	566 円	540 円	534 円
終 値	575 円	604 円	579 円	584 円	555 円	631 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

2. 2025 年 11 月の株価については、2025 年 11 月 21 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025 年 11 月 21 日
始 値	611 円
高 値	631 円
安 値	611 円
終 値	631 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第5回及び第6回新株予約権の発行

割 当 日	2024年6月12日
発 行 新 株 予 約 権 数	20,000 個 第5回新株予約権：10,000 個 第6回新株予約権：10,000 個
発 行 価 額	総額 2,120,000 円 第5回新株予約権 1 個当たり 113 円 第6回新株予約権 1 個当たり 99 円
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差引手取概算額)	1,705,120,000 円
割 当 先	EVO FUND
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	9,128,001 株 (2024年3月31日時点)
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	2,000,000 株 第5回新株予約権：1,000,000 株 第6回新株予約権：1,000,000 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	34,000 株
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額	23 百万円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① 住宅向け次世代パワーコンディショナ及び蓄電システムの設計開発 725 百万円 ② 産業用三相パワーコンディショナ及び蓄電システムの設計開発 253 百万円 ③ 各種 V2H (Vehicle to Home) システムの設計開発 727 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	① 2024年6月～2026年6月 ② 2024年6月～2025年6月 ③ 2024年6月～2025年6月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	③ 各種 V2H (Vehicle to Home) システムの設計開発 23 百万円

12. 発行要項

別紙参照

(別紙)

**ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社第 8 回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社第 8 回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 1,530,000 円(本新株予約権 1 個当たり 18 円)
3. 申込期日
2025 年 12 月 12 日
4. 割当日及び払込期日
2025 年 12 月 12 日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 8,500,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数
85,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 18 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初 631 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の 1 取引日後(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に初回の修正がされ、割当日の 2 取引日後の日に 2 回目の修正がされ、以後 3 取引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025 年 11 月 25 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100% に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ 3 連続取引日(以下、2025 年 11 月 25 日とあわせて、個別に又は総称して「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、3 取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 下限行使価額は、当初 316 円とする。
- (4) 下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社又は当社の子会社の役職員に対して株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合又は当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を当社が発行する場合を除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2025年12月15日から2028年7月18日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の 11 取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の 16 時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。)、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 第 12 項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
20. 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 十三支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役役に一任する。